



税制改正のお知らせ



令和8年度市民税・県民税の申告（令和7年分確定申告や年末調整）から適用される、主な税制改正についてお知らせします。

基礎控除額の引き上げ

所得税の基礎控除額が、原則10万円引き上げられます。

令和7年分確定申告や年末調整から、合計所得金額が2350万円以下の場合、基礎控除額が58万円に変更されます。

ただし、令和7・8年分は合計所得金額が655万円以下、令和9年分は132万円以下の場合、加算額があります（左表参照）。

※特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合は、表の記載とは異なります。

市民税・県民税・森林環境税の基礎控除は変更されません。

基礎控除

合計所得金額	基礎控除額	
	令和7・8年分	令和9年分以降
132万円以下	95万円	95万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

給与所得の計算

給与所得控除の最低保障額が、10万円引き上げられます。

給与収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除は65万円になります。

給与の収入金額が190万円を超える場合、給与所得控除額に変更はありません。

これに伴い、令和7年分以降の給与所得の計算方法が、下の表のとおり変更されます。

給与所得計算表（令和7年分～）

給与収入金額	給与所得金額
65万円以下	0円
65万円超 190万円以下	給与収入金額 －65万円

扶養控除等の所得要件

扶養控除等の対象となる所得要件が、10万円引き上げられます。

合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合123万円）以下の親族まで扶養控除等の対象となります。

特定親族特別控除の創設

合計所得金額に応じて、段階的に控除を受けることができるようになります。

控除額は**特定親族**の合計所得金額を確認の上、下表を参照してください。

所得税と市民税・県民税・森林環境税で、適用できる控除額が異なります。

★特定親族：

居住者と生計を同じにする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円超から123万円以下の人を言います。

その他の改正事項

・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例が、55万円から65万円に変更されます。

・ひとり親で、生計を同じにする子の総所得金額等が58万円以下（改正前：48万円以下）の場合、ひとり親控除を適用できます。

・勤労学生の合計所得金額が85万円以下（改正前：75万円以下）の場合、勤労学生控除を適用できます。

特定親族特例控除

特定親族の合計所得金額		控除額（所得税）	控除額（住民税）
58万円超	85万円以下	63万円	45万円
85万円超	90万円以下	61万円	
90万円超	95万円以下	51万円	
95万円超	100万円以下	41万円	41万円
100万円超	105万円以下	31万円	31万円
105万円超	110万円以下	21万円	21万円
110万円超	115万円以下	11万円	11万円
115万円超	120万円以下	6万円	6万円
120万円超	123万円以下	3万円	3万円

問合せ 市民税課（市役所3階）

☎（55）2734

FAX（53）0974

E siminzei@div.city.fuji.

shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



税制改正などのお知らせ



▲詳しくはこちら

令和8年度市民税・県民税の申告（令和7年分確定申告や年末調整）から適用される、主な税制改正などについてお知らせします。

基礎控除額の引き上げ

所得税の基礎控除額が、原則10万円引き上げられます。

令和7年分確定申告や年末調整から、合計所得金額が2350万円以下の場合、基礎控除額が58万円に変更されます。

合計所得額が2350万円を超える場合、変更はありません。

ただし、令和7・8年分は合計所得金額が655万円以下、令和9年分は132万円以下の場合、加算額があります。加算後の基礎控除額は左表を参照してください。

市民税・県民税・森林環境税の基礎控除は変更されません。

基礎控除・基礎控除の特例

合計所得金額	基礎控除額	
	令和7・8年分	令和9年分以降
132万円以下	95万円	95万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

なお、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合は、表の記載とは異なります。

給与所得の計算

給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられます。

給与収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除が65万円になります。

給与の収入金額が190万円を超える場合、給与所得控除額に与所得控除額に変更はありません。

これに伴い、令和7年分以降の給与所得の計算方法が次の表のとおり変更されます。

給与所得計算表（令和7年分～）

給与収入金額	給与所得金額
65万円以下	0円
65万円超 190万円以下	給与収入金額 －65万円

扶養控除等の所得要件

扶養控除等の対象となる所得要件が10万円引き上げられます。

合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合123万円）以下の親族まで扶養控除などの対象となります。

特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除が創設されます。

合計所得金額に応じて、段階的に控除を受けることができるようになります。

控除額は特定親族の合計所得金額を確認の上、下表を参照してください。

また、所得税と市民税・県民税・森林環境税で、適用できる控除額が異なります。

※特定親族・・・

居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円超から123万円までの人を言います。

その他の改正事項

◆家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
55万円から65万円に変更されます。

◆ひとり親控除の適用対象

ひとり親で、生計を一にする子の合計所得金額が、48万円以下から58万円以下に変更されます。

特定親族特例控除 令和7年分所得税・R令和8年度住民税

特定親族の合計所得金額		控除額（所得税）	控除額（住民税）
58万円超	85万円以下	63万円	45万円
85万円超	90万円以下	61万円	
90万円超	95万円以下	51万円	
95万円超	100万円以下	41万円	41万円
100万円超	105万円以下	31万円	31万円
105万円超	110万円以下	21万円	21万円
110万円超	115万円以下	11万円	11万円
115万円超	120万円以下	6万円	6万円
120万円超	123万円以下	3万円	3万円

◆勤労学生控除の適用対象
勤労学生の合計所得金額が、75万円以下から85万円以下に変更されます。

問合せ 市民税課（市役所3階）

☎（55）2734

FAX（53）0974

E siminzei@div.city.fuji.

shizuoka.jp